

研修修了判定と受験申請 学会制度

2024年3月

研修手帳

- ▶ 最終研修歴が2024年3月31日までになっていることを確認してください。
 - ▶ 2024年3月より後の日付は認められません。終了日が2024年4月以降になっている場合は修正してください。
- ▶ 研修歴の証明（施設長、主たる指導医の署名・押印）、研修評価表の評価（指導医の署名）を速やかに受けてください（ガイドライン総論、疾患別ガイドラインの最終年次評価）。
- ▶ 研修手帳69ページ～「症例一覧表」は、受験申請システムに直接ご登録いただきますので、研修手帳への記載は不要です。

研修手帳の提出

- ▶ 指導医評価済みの研修手帳を学会事務局まで郵送してください。

【研修手帳送付先】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台二丁目3-6 CIRCLES御茶ノ水7階
公益社団法人 日本精神神経学会 精神科専門医認定試験係

※2022年12月より移転しています。

- ▶ 送付の際は、封筒へ、受験申請時封筒貼付用紙を貼り付けてください（学会HPに掲載）。
- ▶ 簡易書留など、配達記録が残る方法でお送りください。
- ▶ 配達記録が残る方法であれば、他の配達方法でお送りいただいても受付いたします。
ただし、4月26日以降の到着分につきましては、4月25日までの消印の有無で
受理・不受理を判断いたしますので、消印が押印されない配達方法での送付の際にはご注意ください。
- ▶ 事務局への直接の持ち込みはお控えください。

【提出期限】 2024年4月25日（消印有効）

受験申請期間：3月25日～4月25日 17時まで

受験申請システムへの登録

- ▶ 受験申請手続きを開始してください。

<申請登録項目>

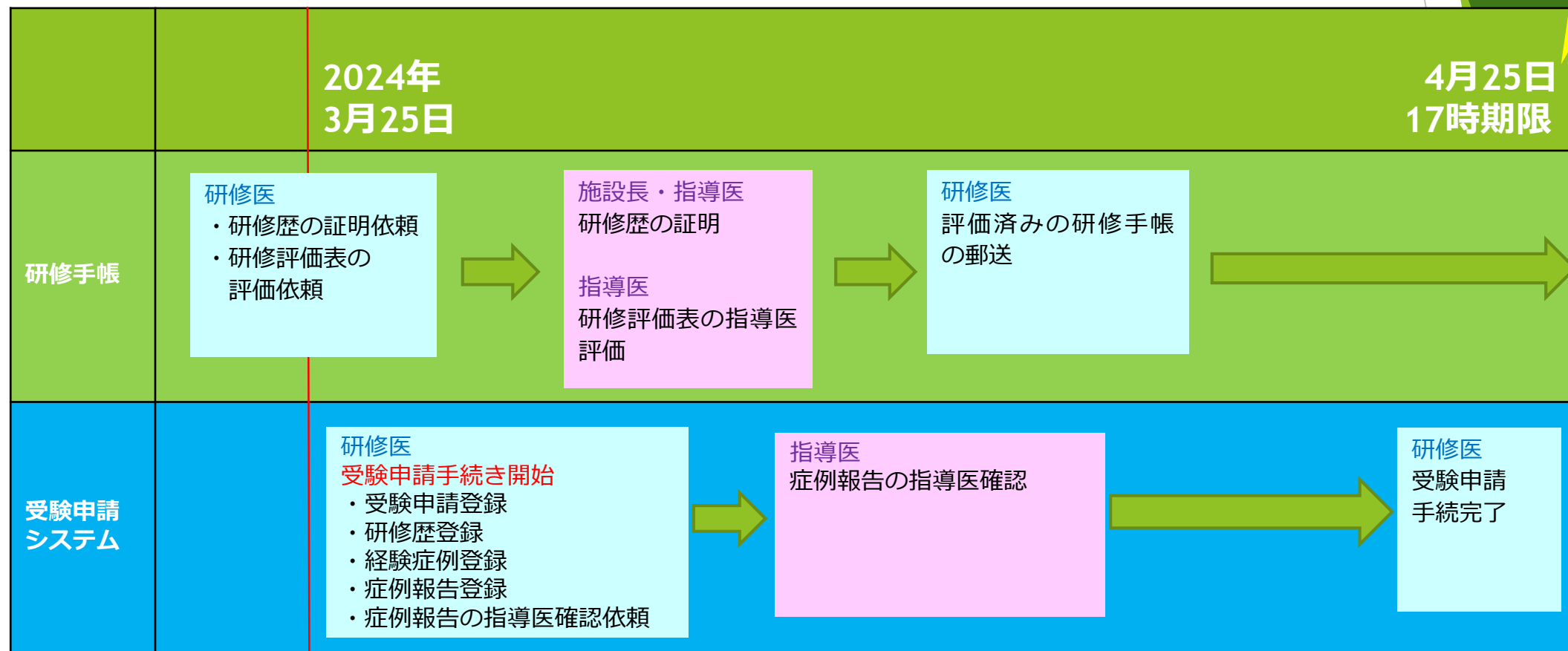
- ①受験申請書登録
- ②研修歴登録（研修手帳に証明を受けた内容と同じ内容を登録）
- ③経験症例登録
- ④症例報告登録→指導医へ確認依頼

- ▶ 受験申請手続き、症例報告登録の詳細は、受験申請システムマニュアルを参照してください。

研修修了判定と受験申請の流れ

(新規受験)

期限厳守です



※再受験の方には、試験担当より個別にメール連絡をしております。
必ずご確認の上、受験申請をしてください。

研修手帳の記載について、よくあるお問い合わせを記載しています。
学会ホームページに掲載されているQ&Aと合わせてご確認ください。

Q：週4日（31時間）の雇用契約で勤務をしていました。研修手帳では「非常勤」を選択すればよいでしょうか。

A：雇用形態に関わらず研修実態として週4日（32時間）以上であれば研修手帳の研修歴は「常勤」を選択してください。この場合、受験申請システムの研修歴へは「常勤」「8コマ」として登録してください。

Q：研修歴の施設長名は現在の施設長名でもよいでしょうか。

A：本来は研修終了時に証明を受けていただくものですが、現施設長名でも結構です。

Q：研修期間中、主たる指導医が変わりました。研修手帳へはどのように記載したらよいでしょうか。

A：指導を受けた期間ごとに2つの研修歴に分け、それぞれ証明を受けてください。署名する指導医は証明する期間中、指導医資格を持っている必要があります。

Q：研修を中断していた期間があります。研修手帳の研修歴へはどのように記載すればよいでしょうか。

A：中断期間を除いて2つの研修歴に分けて記載していただくか、余白に中断期間を記載していただくなど、研修を中断した期間がわかるようご記載ください。受験申請システムの研修歴へは中断期間を除いた期間を登録してください。

【例】2017年4月1日から2019年3月31日までA病院にて研修、
うち、2017年7月1日から2018年1月31日まで研修を中断した場合のシステム登録

研修施設	研修期間
A病院	2018年2月1日～2019年3月31日
A病院	2017年4月1日～2017年6月30日

Q：研修手帳の「研修歴」は、研修期間に含めないものについても記載するべきでしょうか。

A：研修手帳の研修歴は、研修開始日から研修終了までの全てを記載して下さい。また、研修施設、非認定研修施設（研修期間に含める事はできない）を問わず全ての研修施設を記載して下さい。ただし、非認定研修施設の場合は、『年月日』、『研修施設名』、『施設長名』のみを記載し（印鑑は必要なし）、欄内余白に『非認定』と記載してください。研修期間に含めない期間についても余白に『研修期間に含めない』旨を記載してください。これらの場合、受験申請システムの研修歴へは登録不要です

研修手帳の記載手引き

先生方の研修記録を記載いただいた研修手帳は、専門医試験受験時に審査書類としてご提出いただいております。

提出された研修手帳の審査で判明した記載ミスについては、受験者に返却し、一次試験までに修正の上、再度提出いただいております。

次ページ以降に研修手帳審査で、よくある記載ミスをまとめました。

研修を開始される先生方におかれましては、こちらをご一読の上、研修手帳に記載をいただけますようお願い申し上げます。

専門医試験受験を円滑に進めるためにもご協力をお願いいたします。

日本精神神経学会 専門医研修委員会

(第1.1版 2024.3)

【6～7ページの「研修歴」記載の注意点】

研修歴記載欄の[研修期間]と[指導医の認定期間]との相違が多く見受けられます

⇒具体例) ①研修期間中に主たる指導医が指導医資格認定外、②研修期間中に研修施設が研修施設認定外
受験時の再提出を未然に防ぐためにも、記載内容については施設ごとの研修終了日に必ず確認してください。

精神科研修歴

研修開始日：(西暦) 年 月 日

精神科専門医制度研修申請者

氏 名

生年月日 (西暦)

卒業年次

医籍登録者番号

医籍登録年月日 (西暦)

(記入例)

(西暦) 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

当施設において上記期間研修したことを証明する。

研修施設コード (6桁) 078364

研修施設名 ●●病院

施設長名 神経 強

主たる指導医の会員番号 (5桁) 78364

指導医名 (署名) 精神 太郎

(注) 施設の印は施設代表者印

(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日

当施設において上記期間研修したことを証明する。

研修施設コード (6桁)

研修施設名

施設長名

主たる指導医の会員番号 (5桁)

指導医名 (署名)

(注) 施設の印は施設代表者印

※常勤とは、週4日(32時間)以上のことです。

個人の印ではなく、施設の代表者印
や施設印を捺印してください。

(修正例)

(西暦) 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

当施設において上記期間研修したことを証明する。

研修施設コード (6桁) 078364

研修施設名 ●●病院

施設長名 神経 強

主たる指導医の会員番号 (5桁) 78364

指導医名 (署名) 精神 太郎

(注) 施設の印は施設代表者印

(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日

当施設において上記期間研修したことを証明する。

研修施設コード (6桁)

研修施設名

施設長名

主たる指導医の会員番号 (5桁)

指導医名 (署名)

(注) 施設の印は施設代表者印

(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日

当施設において上記期間研修したことを証明する。

研修施設コード (6桁)

研修施設名

施設長名

主たる指導医の会員番号 (5桁)

指導医名 (署名)

(注) 施設の印は施設代表者印

※ 訂正印は必ず記載者の印を捺印してください。
(指導医名修正の場合は指導医による捺印が必要です)

訂正したい箇所に二重取り
消し線の上、訂正印を捺印
してください。※

空白部分に訂正後の新たな記載
と捺印をしてください。※

【研修評価表（35～65ページ）記載の注意点 I】

指導医認定期間外の先生に評価・署名を頂いているケースが多く見受けられます

（指導医評価日に指導医認定外の先生に署名されている）。

⇒認定期間外の指導医による評価は無効となり、再提出の対象となります。評価を受ける際は必ず指導医の先生の認定期間をご確認ください。

研修評価表

■ ガイドライン総論 評価表

精神科専門医として必要な事項の到達と評価

自己及び指導医の評価

A：目標に達した B：ほぼ目標に達した C：更に努力を要する D：未経験

年次は、研修開始からの実務経験12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月を意味します。

年次が3年を超える場合には、最終年次の評価を3の欄に記入して下さい。

I. 患者および家族との面接

	年次	自己評価	指導医評価	指導医署名	指導医評価 年・月・日
① 患者及び家族に対する接し方 ならびに説明	1	A	A	日本 花子	2014-3-31
	2	A	B	東京 勝	2015-3-31
	3	A	A	研修 学	2016-3-31
② 病歴聴取	1	A	A	日本	2014-3-31
	2	A	B	東京	2015-3-31
	3	A	A	研修	2016-3-31

①

「指導医署名について」

最初の署名欄の先頭（※1）には自筆フルネームにて署名。以降については、同一の指導医であれば、印鑑でも可。「指導医評価年・月・日」も同様。矢印（↓）や「〃」による省略は認められません。

②

※※要確認※※

「指導医認定期限と指導医評価日について」

- 指導医評価日が署名いただいた指導医の指導医認定期間内であるかご確認ください。
- 指導医認定期間外の日付での署名の場合、評価が認められず再提出となります

①

③

「評価日について」

原則、評価日は研修開始からの実務経験[12ヶ月目、24ヶ月目、36ヶ月目]に記載してください。

【具体例】

研修開始後10ヶ月目まではA病院、11～12ヶ月はB病院で勤務した場合、A病院のほうが勤務実績が長くとも評価は12ヶ月目に在籍したB病院で記載してください。

【研修評価表（35～65ページ）記載の注意点 II】

訂正方法について、不備が多くみられます。

⇒具体例) ①訂正印の漏れ、②未使用のページ糊付けが取れた状態で到着

受験時の再提出を未然に防ぐためにも、記載内容については下記注意事項を必ずご確認ください。

④

II. 疾患の概念と病態の理解					
	年次	自評	己価	指導医 指導医署名	指導医評価 年・月・日
① 各疾患の概念の理解と病態の把握	1	A	B	日本花子	2014-3-31
	2	A	B	東京勝	2015-3-31
	3	A	A	研修学	2016-3-31
② 各疾患に関する代表的な成因仮説の理解	1				.
	2				.
	3				.

学会 二郎
2014/3/31

II 未使用の
ページを
コピーし貼付

④

「記載事項の訂正について」

下記2つのいずれかの方法により訂正をお願いします。

I 【訂正印必要】原紙を修正

訂正したい箇所に二重取り消し線の上、記載者本人の訂正印を捺印してください。

II 【訂正印不要】未記載の当該ページを貼付

(1)使用していない手帳の当該ページを貼付

(2)使用していない手帳をお持ちの方から該当ページをコピーをいただき、貼付

※元の記載が見えないよう、全面糊付けして添付してください。（四隅に押印は不要です）

【見本 1】3年で研修終了した 場合

研修開始日が2012年4月1日で、専門医制度研修施設であるA病院にて、指導医(精神 太郎)のもと3年間常勤勤務にて研修を行った。

※ 2015年度の精神科専門医認定試験に受験申請する。

I. 患者および家族との面接

	年次	自己評価	指導医評価	指導医署名	指導医評価年・月・日
①患者及び家族に対する接し方 ならびに説明	1	B	B	精神 太郎	2013. 3 . 31
	2	B	A	精神 太郎	2014. 3 . 31
	3	A	A	精神 太郎	2015. 3 . 31
②病歴聴取	1	B	B	精神	2013. 3 . 31
	2	A	A	精神	2014. 3 . 31
	3	A	A	精神	2015. 3 . 31

それぞれの項目の最初(※1)は自筆フルネームにて署名。以降については、同一の指導医であれば、印鑑でも可。
「指導医評価年・月・日」も同様。
矢印(↓)や〃による省略は認められません。

II. 疾患の概念と病態の理解

	年次	自己評価	指導医評価	指導医署名	指導医評価年・月・日
①各疾患の概念の理解と病態の把握	1	B	B	精神 太郎	2013. 3 . 31
	2	B	A	精神 太郎	2014. 3 . 31
	3	A	A	精神 太郎	2015. 3 . 31
②各疾患に関する代表的な成因仮説の理解	1	B	B	精神	2013. 3 . 31
	2	A	A	精神	2014. 3 . 31
	3	A	A	精神	2015. 3 . 31

※1それぞれの項目の最初とは？

各項目の①。

なお下記も初めの項目であるため自筆が必要。

36頁Ⅲ. ⑧ 1,2,3年次

38頁Ⅵ. ⑤ 1,2,3年次

【見本 2】3年以上研修した場合

研修開始日が2012年4月1日で、1年次は専門医制度研修施設であるA病院にて、指導医(精神 太郎)のもと常勤勤務にて研修を行った。
 2年次より勤務先が異動となり、専門医制度研修施設であるBクリニックにて、指導医(神経 二郎)のもと常勤勤務にて研修を行った。
 2年次終了後、育児休暇を1年間(2015年3月まで)取得し、2015年4月より専門医制度研修施設であるC病院にて、指導医(学会花子)のもと常勤勤務で研修を行った。これにより合計で3年間常勤勤務にて研修を行った。
 ※ 2016年度の精神科専門医認定試験に受験申請する。

I. 患者および家族との面接

	年次	自己評価	指導医評価	指導医署名	指導医評価年・月・日
①患者及び家族に対する接し方 ならびに説明	1	B	B	精神 太郎	2013. 3 . 31
	2	B	A	神経 二郎	2014. 3 . 31
	3	A	A	学会 花子	2016. 3 . 31
②病歴聴取	1	B	B	精神 太郎	2013. 3 . 31
	2	A	A	神経 二郎	2014. 3 . 31
	3	A	A	学会 花子	2016. 3 . 31

それぞれの項目の最初(※1)は自筆フルネームにて署名。以降については、同一の指導医であれば、印鑑でも可。
 「指導医評価年・月・日」も同様。
 矢印(↓)や〃による省略は認められません。

II. 疾患の概念と病態の理解

	年次	自己評価	指導医評価	指導医署名	指導医評価年・月・日
①各疾患の概念の理解と病態の把握	1	B	B	精神 太郎	2013. 3 . 31
	2	B	A	神経 二郎	2014. 3 . 31
	3	A	A	学会 花子	2016. 3 . 31
②各疾患に関する代表的な成因仮説の理解	1	B	B	精神 太郎	2013. 3 . 31
	2	A	A	神経 二郎	2014. 3 . 31
	3	A	A	学会 花子	2016. 3 . 31

ガイドライン総論の 指導医評価日(年次評価日)の原則は専門医制度研修施設において

1年次の評価日＝研修開始日から12ヵ月後、

2年次の評価日＝研修開始日から24ヵ月後、

3年次の評価日＝受験申請前の最終年次の評価日です。

但し、研修の途中に、長期休暇(育児・療養・介護など)、海外留学、非認定研修施設への異動などで、精神科専門医制度の研修期間に含められない期間がある場合、その期間を含めない12ヵ月後の評価日、24ヵ月後の評価日、最終年次の評価日としてください。

【「疾患別ガイドライン」について】

【見本】

統合失調症の概念と病態の理解

	自己評価	指導医評価	指導医署名	指導医評価年・月・日
①統合失調症の概念と病態の理解	B	B	精神 太郎	2015. 3. 31
② 神経科学の最近の知見	B	A	精神	2015. 3. 31
③ 代表的な病因仮説の理解	A	A	精神	2015. 3. 31

統合失調症の診断と治療計画(1)

	自己評価	指導医評価	指導医署名	指導医評価年・月・日
① 精神症状の的確な把握※※	A	B	精神 太郎	2015. 3. 31
② 統合失調症の診断・鑑別診断	A	A	精神	2015. 3. 31
③ 身体的及び神経学的診断	A	C	精神	2015. 3. 31

「自己評価」と「指導医評価」が、2段階食いちがう場合は話し合っ
てその後の評価の参考にする。

それぞれの項目の最初(※2)は自筆フルネームにて署名。以降については、同一の指導医であれば、印鑑でも可。
「指導医評価年・月・日」も同様。
矢印(↓)や〃による省略は認められません。

※2 それぞれの項目の最初とは？

各項目の①。

なお下記も初めの項目であるため自筆が必要。

43頁 統合失調症の診断と治療計画(2)⑥

49頁 神経症性障害などの診断と治療計画(2)⑥

54頁 アルコール・精神作…の診断と治療計画(2)⑤

56頁 症状性を含む器質性精…の診断と治療計画(2)⑥

疾患別ガイドラインの評価者の原則は、受験申請前の最終年次に、専門医制度研修施設において、指導医に評価・署名・評価日を記載いただく。

2015年度に受験申請 = 2015年3月31日 が最終年次の評価日

2016年度に受験申請 = 2016年3月31日 が最終年次の評価日

2017年度に受験申請 = 2017年3月31日 が最終年次の評価日

※受験申請前の最終年次に専門医制度研修施設で研修を行っていない場合、最後に研修を行った専門医制度研修施設の在籍最終日の日付にて指導医に評価・署名・評価日を記載いただく。

その他

▶ 学会専門医制度による研修・試験の期限については下記の通りです。

①学会専門医制度による研修が受けられる期限を2025年3月31日までとします。

②ただし、再受験者が経験症例を追加するために研修期間を延長する場合に限り、2028年3月31日まで延長可とします。

③学会専門医制度による研修を受けた方が、学会専門医制度による試験を受験できる期限は以下の通りです。

新規受験 2025年実施の試験まで / 再受験 2028年実施の試験まで

④学会専門医制度による研修を受けた方は、原則、学会専門医制度の試験を受験していただきますが、事情により③の期限までに受験できない方を対象に、一定の期間、新専門医制度による試験を受験することが出来る移行措置を実施する予定です。
ただし、移行措置には一定の適用要件を設ける予定です。ご自身が要件を満たせない場合もありますので、学会専門医制度で研修中の先生は原則、③の期限までに受験してください。
移行措置の詳細は学会HPをご覧ください。

https://www.jspn.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=3